

様式1 (G-MIS様式)

事業報告書					
医療法人整理番号	02126				
報告期間	自	令和3年6月1日			
	至	令和4年5月31日			
1 事業報告書の概要					
(1) 名称	名称	医療法人社団 三浦内科医院	分類①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)		
	分類①	社団(出資持分あり)			
	分類②	その他			
	分類③	基金制度不採用			
	(2) 事務所の所在地	都道府県		広島県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村		広島市中区千田町2丁目9番21号	
		町名・番地			
		建物名			
	(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成4年6月26日			
	(4) 設立登記年月日	平成4年7月6日			
(5) 理事長の氏名	姓	三浦			
	名	功博			
役員及び評議員の人数	3~5名				
役員及び評議員	記載はこちら				
2 事業の概要					
(1-1) 本来業務(病院、診療所)	記載はこちら				
(1-2) 本来業務(介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら				
(2) 附帯業務	記載はこちら				
(3) 収益業務	記載はこちら				
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら				
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら				
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら				
(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設	記載はこちら				
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら				
(9) その他	記載はこちら				
	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。				
	全ての指定内容について記載しても差し支えない。				
	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)				



事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第4 2条の3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第4 2条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第4 6条の5 第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第4 6条の4 第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本床展開

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

種類	施設の名目	指定管理	開設場所	許可病床数							
				一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	療養病床	施設病床	
診療所	三浦内科医院		広島市中区千田町2丁目9番21号								

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
- 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本事業

(介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	指定管理	開設場所	入所定員	通所定員

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。  
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

### 事業報告書

#### 2-(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。







2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

[注] 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記帳事項

[注] 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団 三浦内科医院

※医療法人整理番号 0 2 1 2 6

所在地 広島市中区千田町二丁目9番21号

財 産 目 録

(令和 4 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 額	94,621 千円
2. 負 債 額	47,761 千円
3. 純 資 産 額	46,860 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	81,049
B 固 定 資 産	13,572
C 資 産 合 計 (A+B)	94,621
D 負 債 合 計	47,761
E 純 資 産 (C-D)	46,860

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表  
 令和4年5月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	81,049	I 流動負債	16,403
II 固定資産	13,572	II 固定負債	31,358
1 有形固定資産	11,521	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	502	負債合計	47,761
3 その他の資産	1,549	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科目	金額
		I 出資金	25,000
		II 積立金	21,860
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	46,860
資産合計	94,621	負債・純資産合計	94,621

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人社団 三浦内科医院  
 所在地 広島市中区千田町二丁目9番21号

医療法人番号	02126
--------	-------

損 益 計 算 書  
 自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日

(単位：千円)

科目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	164,657
2 事業費用	156,574
本来業務事業利益	8,083
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,083
II 事業外収益	13,407
III 事業外費用	198
経常利益	21,292
IV 特別利益	
V 特別損失	129
税引前当期純利益	21,163
法人税等	5,152
当期純利益	16,011

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること (自動表示)。  
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式5

※医療法人整理番号 2126

法人名 医療法人社団 三浦内科医院  
 所在地 広島市中区千田町2丁目9番21号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 該当なし

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 該当なし

種類	氏名	職業	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

## 監事監査報告書

医療法人社団 三浦内科医院  
理事長 三浦 功博 殿

私は、医療法人社団 三浦内科医院の令和3会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年7月30日

医療法人社団 三浦内科医院

監事